

# 一般財団法人広島市都市整備公社一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
に基づく一般事業主行動計画)

令和8年3月25日策定

次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、子育てを行う当公社職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすく、働きがいのある職場環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、当公社における女性職員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

## 2 当公社の現状と課題

当公社職員の中には、子育て期間中の職員もいることから、仕事と子育て等を両立し、安心して働き続けることができるよう対応する必要がある。

さらに、当公社固有職員のうち、管理監督職（係長級以上）に占める女性職員の割合を経験や能力に応じて高める必要がある。

## 3 目標

- (1) 職員の超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進に努め、超過勤務時間数（1月平均）を5時間未満、年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
- (2) 男性職員の出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率を100%にする。
- (3) 当公社固有職員の管理監督職に占める女性職員の割合を35%以上にする。

## 4 取組内容と実施時期

- (1) 超過勤務の縮減及び年次有給休暇取得の促進（令和8年4月～）
  - ア 所属長は、常に業務の進め方、職員間の業務配分の見直し等を行い、職員の超過勤務の縮減に率先して努める。
  - イ 所属長は、できるだけ早く退勤するとともに、職員に対し積極的に定時退勤を働きかけるなど、職員が退勤しやすい環境づくりに努める。
  - ウ 所属長は、自ら率先して休暇を取得するとともに、業務の相互応援体制を整える

など、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

エ 所属長の取組に対する支援等の充実を図る。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援の推進（令和8年4月～）

ア 職員に対し、職業生活と家庭生活の両方において男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行うとともに、育児や介護等に関する休業・休暇などの両立支援制度の周知徹底を図る。

イ 所属長は、各制度について正しい知識を持ち、対象職員に対して制度の積極的な利用を働きかけるとともに、職員が制度を利用しやすい環境づくりに努める。

(3) 女性職員の育成等（令和8年4月～）

ア 女性を対象としたキャリア形成支援研修への参加により女性職員の能力開発に取り組む。

イ ハラスメントなどの女性職員向けの相談窓口を活用し、相談支援機能の充実を図る。